第八十八号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　インストルメントパネルに係る試験　二十八万千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　二十八万千円
第九十一号	二十八万千円
第九十九号	二十八万千円（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）
第百七号	二十八万千円
第百十号	二十八万千円
第百十一号	四十二万二千円
第百十五号	二十八万千円
第百十六号	二十八万千円
第百二十号	二十八万千円
第百六十五号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　運転者の視野に係る試験　二十八万千円 二　乗車人員の保護に係る試験　二十八万千円 三　歩行者の保護に係る試験　二十八万千円
第百七十七号	三百十八万三千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十一号、第十三号及び第百十号	七十九万六千円
第十一号及び第百十号	四十二万二千円
（略）	（略）
第四十号、第五十六号、第六十六号、第七十二号、第七十四号及び第百七十五号	六十万九千円
第四十一号、第五十七号、第六十七号、第七十五号及び第百七十五号	六十万九千円
第四十二号、第五十八号、第六十八号、第七十六号及び第百七十五号	六十万九千円

第八十六号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　インストルメントパネルに係る試験　二十八万千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　二十八万千円
第八十九号	二十八万千円
第九十七号	二十八万千円（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）
第百五号	二十八万千円
第百八号	二十八万千円
第百九号	四十二万二千円
第百十三号	二十八万千円
第百十四号	二十八万千円
第百十八号	二十八万千円
第百六十二号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　運転者の視野に係る試験　二十八万千円 二　乗車人員の保護に係る試験　二十八万千円 三　歩行者の保護に係る試験　二十八万千円
第百七十四号	三百十八万三千円

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十一号、第十三号及び第百八号	七十九万六千円
第十一号及び第百八号	四十二万二千円
（略）	（略）
第四十号、第五十六号、第六十六号、第七十二号、第七十四号及び第百七十二号	六十万九千円
第四十一号、第五十七号、第六十七号、第七十五号及び第百七十二号	六十万九千円
第四十二号、第五十八号、第六十八号、第七十六号及び第百七十二号	六十万九千円